



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 公安委員会規則	
*8 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 1
○ 告示	
750 一般競争入札による落札者の決定	（管財課）..... 2
751 〃	（ 〃 ）..... 3
752 クリーニング師の研修の指定	（食品・生活衛生課）..... 3
753 クリーニング所の業務従事者講習の指定	（ 〃 ）..... 4
754 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	（商工振興課）..... 4
755 〃	（ 〃 ）..... 5
756 〃	（ 〃 ）..... 5
757 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	（ 〃 ）..... 5
758 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要	（ 〃 ）..... 6
759 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	（ 〃 ）..... 6
760 大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要	（ 〃 ）..... 7
761 地方卸売市場の開設の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けの認可	（食品流通課）..... 7
762 県営ため池等整備事業の工事の完了	（農業農村整備課）..... 8
763 保安林の指定の解除予定	（森林整備課）..... 8
764 〃	（ 〃 ）..... 8
765 保安林の指定の解除	（ 〃 ）..... 8
766 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可	（資源管理課）..... 9
767 急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）..... 9
768 貸付金の償還金の収納事務の委託	（教育委員会）..... 9
769 〃	（ 〃 ）..... 10
○ 警察本部告示	
3 和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び貸貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 10
○ 内水面漁場管理委員会指示	
1 コイヘルペスウイルスに関する委員会指示 13
2 潜水器漁法の禁止に関する委員会指示 14
○ 諸報	
入札公告	（警察本部）..... 14

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月29日

和歌山県公安委員会委員長 中野 幸生

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第4条関係) 交番等の所属、名称、位置及び所管区				別表第1(第4条関係) 交番等の所属、名称、位置及び所管区			
所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区	所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区
略				略			
和歌山県和歌山警察署	略	略	和歌山市のうち 朝日、伊太祈曾、井戸、井辺、江南、大河内、奥須佐、吉礼、口須佐、黒岩、黒谷、桑山、神前の一部、小瀬田、木枕、境原、山東中、塩ノ谷、頭陀寺、相坂、寺内、永山、仁井辺、西、馬場、平尾、広原、冬野、松原、南畑、明王寺、本渡、森小手穂、薬勝寺、矢田、吉里、吉原、和田	和歌山県和歌山警察署	略	略	和歌山市のうち 井辺、吉礼、神前の一部、寺内、西、森小手穂、和里の一部、
		略	海南市のうち 岡田の一部			山東警察官駐在所 (和歌山市伊太祈曾)	和歌山市のうち 伊太祈曾、大河内、奥須佐、口須佐、黒岩、黒谷、木枕、山東中、塩ノ谷、頭陀寺、永山、平尾、南畑、明王寺、矢田、吉里の一部
		略	略			安原警察官駐在所 (和歌山市江南)	和歌山市のうち 朝日、井戸、江南、桑山、小瀬田、境原、相坂、仁井辺、馬場、広原、冬野、松原、本渡、薬勝寺、吉原 海南市のうち 岡田の一部
略				略			

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第750号

令和2年度及び令和3年度県庁舎(本館)電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達の商品及び数量
令和2年度及び令和3年度県庁舎（本館）電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の商品及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額
27,761,288円（うち消費税及び地方消費税の額2,523,753円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年3月23日

和歌山県告示第751号

令和2年度及び令和3年度県庁舎（南別館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達の商品及び数量
令和2年度及び令和3年度県庁舎（南別館）電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の商品及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額
39,052,292円（うち消費税及び地方消費税の額3,550,208円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年3月23日

和歌山県告示第752号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
令和2年8月2日（日）	紀南文化会館（田辺市新屋敷町1番地）
令和3年2月14日（日）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 受講料

クリーニング師の研修5,000円

和歌山県告示第753号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 講習受付期間 令和2年6月10日（水）から同年7月10日（金）まで
- (2) レポート提出締切年月日 令和2年8月20日（木）

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第754号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーナンPRO和歌山国体道路店
和歌山県和歌山市中島字西ノ浜368他

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第46号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年5月29日から同年6月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第755号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン和歌山店
和歌山県和歌山市手平三丁目1番43号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第47号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年5月29日から同年6月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第756号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン和歌山北店
和歌山県和歌山市平井字西前島120番地1他
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第48号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年5月29日から同年6月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第757号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン橋本店
和歌山県橋本市高野口町伏原字大門818番地他2筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第49号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)
橋本市経済推進部シティセールス推進課(橋本市東家一丁目1番1号)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年5月29日から同年6月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第758号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
御坊複合商業施設
和歌山県御坊市菌336番地1他
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第50号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課(御坊市湯川町財部651)
御坊市産業建設部商工振興課(御坊市菌350番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年5月29日から同年6月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第759号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン田辺店
和歌山県田辺市新庄町字田鶴1628-4
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第51号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年5月29日から同年6月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第760号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン有田川店
和歌山県有田郡有田川町大字天満字東風垣内町289他7筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第52号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）
有田川町商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136-2）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年5月29日から同年6月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第761号

和歌山県卸売市場条例（昭和47年和歌山県条例第9号）第8条第1項の規定により、地方卸売市場の開設の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けについて、次のとおり認可したので、公示する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 地方卸売市場の開設の業務に係る事業の譲受け及び譲渡しの内容

許 可 番 号	第54号
所在地	御坊市湯川町小松原292番地

地方卸売市場	名称	日高地方卸売市場
	住所	御坊市湯川町小松原292番地
譲渡人	氏名	日高総合卸売市場協同組合
	住所	御坊市湯川町小松原292番地
譲受人	氏名	日高卸売市場株式会社
	住所	御坊市湯川町小松原292番地

2 認可年月日

令和2年5月26日

和歌山県告示第762号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 東谷池地区
- 2 確定年月日 平成28年8月24日
- 3 工事を完了した時期 令和2年3月25日

和歌山県告示第763号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字逢坂2548の7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第764号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字逢坂2548の7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第765号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町久木字鍋津呂谷864の3・864の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、865の1、865の2・865の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第766号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、令和2年5月19日付けで次のとおり第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から令和2年6月29日まで縦覧に供する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業権者		漁業権の 免許番号	変更後の遊魚 規則の施行の日
名称	住所		
七川漁業協同組合	和歌山県東牟婁郡古座川町西川605番地	和内共第29号	令和2年5月19日

和歌山県告示第767号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

湯崎2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱6号から8号までを順次結んだ線、標柱8号と既設標柱5号を結んだ線、既設標柱5号と既設標柱4号を結んだ線及び既設標柱4号と標柱6号を結んだ線によって囲まれた区域を平成30年和歌山県告示第1339号で指定した湯崎2地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、標柱8号と標柱5号を結ぶ線は海浜地との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
6号	西牟婁郡	白浜町		上白河	1729番52	
7号	〃	〃		〃	1729番57	
8号	〃	〃		〃	〃	

和歌山県告示第768号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 委託の相手方
弁護士法人ライズ綜合法律事務所
埼玉県さいたま市大宮区大門町一丁目1番地 ミナトビル5階
- 2 委託した貸付金の償還金
修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの
- 3 委託期間
令和2年4月28日から令和3年3月31日まで

和歌山県告示第769号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和2年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 委託の相手方
リボーン債権回収株式会社
東京都港区西麻布二丁目24番11号
- 2 委託した貸付金の償還金
修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの
- 3 委託期間
令和2年4月28日から令和3年3月31日まで

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年5月29日

和歌山県警察本部長 檜垣重臣

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 調達役務の名称
和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務
 - (2) 調達役務の仕様等
和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
 - (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和2年5月29日（金）において、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
 - オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正

に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）及び（ウ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）冗長化構成（クラスタシステム、フォールトトレランスシステム等による構成）された24時間365日運用のWEBアプリケーションシステムを構築又は更新した実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

（ウ）（ア）に掲げる業務について、15拠点以上から接続するシステムを構築又は更新した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用によるサーバ機器及びストレージ装置について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
 - (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
 - (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
 - (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
 - (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
 - (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（シ）の書類については貸借借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - (カ) 使用印鑑届
 - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
 - (ク) 誓約書
 - (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
 - (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
 - (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
 - (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
 - (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
 - (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

すもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年5月29日（金）から同年6月16日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年5月29日（金）から同年6月17日（水）までの間に和歌山県警察本部刑事部機動捜査分析課（以下「機動捜査分析課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、令和2年5月29日（金）から同年6月23日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。
- なお、郵送による場合は、令和2年6月23日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 機動捜査分析課
和歌山市西46番地1
郵便番号 640-8313
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-476-2110
- 6 資格審査の結果通知
- 資格審査の結果は、郵便により令和2年6月30日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和2年7月10日（金）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は、書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和2年7月16日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

令和2年5月29日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大杉 達

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（(1)イにおいて「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は、適用しない。

2 指示する期間

令和2年6月2日から令和3年6月1日まで

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和2年5月29日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大杉 達

1 指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物の採捕をしてはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県内水面漁業調整規則（平成16年和歌山県規則第55号）第32条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

2 指示する期間

令和2年6月5日から令和3年6月4日まで

諸 報

入札公告

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年5月29日

和歌山県警察本部長 檜垣 重臣

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和2年度から令和7年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察捜査支援システム構築委託業務

契約日から令和3年3月31日までの間

イ 和歌山県警察捜査支援システム賃貸借業務（システムの保守を含む。）

令和3年3月1日から令和8年2月28日までの間（運用開始日は、令和3年3月1日とする。）

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県警察本部告示第3号に規定する和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部機動捜査分析課（以下「機動捜査分析課」という。）

和歌山市西46番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-2110

(2) 期間

令和2年5月29日（金）から同年6月16日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和2年5月29日（金）から同年6月17日（水）までの間に機動捜査分析課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和2年7月17日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年7月16日（木）午後5時までに機動捜査分析課に必着するよ

うに行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、機動捜査分析課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。こ

の場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Wakayama Prefectural Police Criminal Investigation Support System, and equipment lease

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Friday 17 July 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Thursday 16 July 2020)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120